

藤四郎たちの夜郎自大な三百代言

衆参憲法調査会報告書に見る改憲論者の常識の非常識

井上 知樹（工学院大学）

序 章 時流・時勢の検証

2005年8月8日、参議院による郵政諸法案の一括否決に対して、小泉首相は衆議院を解散した。解散後選挙戦に突入し、小泉内閣に対する世論の支持率は再び上昇に転じた¹。小泉改革劇場の視聴者・観客は、その大団円を今か今かと翹望しているようだ。

しかし、観客は、小泉改革劇の脚本のメインテーマに、想到したことがあるだろうか。それを考えず舞台や画面に釘付けの視聴者・観客は、『踊（らされ）る大「操作」線』でも見ているのか。小泉首相は、古い自民と決別して新しい自民を作ると高唱し、「自民党をぶっ壊す！」と格好いい台詞を吐く。従前の自民党の首相にはない、強さとレトリックを体現する目新しいキャラに、観客国民は新しい時代への転換を感取しているのだろうか。高度情報化社会では情報リテラシーが求められるが、小泉改革劇の脚本に想到しない視聴者・観客には、舞台上・画面内のドラマは、勇ましく新しいものと映っているようである。

だが、俳優小泉のキャラは強くて新しいが、彼の手がける脚本は本当にそうなのか。本稿は、小泉改革の新鮮さが放つ輝耀に幻惑されてしまった脚本のコンセプト、自民党的なるもの・改憲論的なるものを明らかにする。その作業に当たり、筆者が担当するのは、2005年4月に発表された衆参両院の憲法調査会の「報告書」中の基本的人権に関わる部分である。そこを中心に周辺の関連諸部分から自民党的・改憲論的な言説を収集してみることで、小泉改革劇の脚本の「新しくない」メッセージが見えてくるだろう。

第1章 憲法調査会の「報告書」とは何か

衆参両院憲法調査会の「報告書」の基本的人権に関する部分とは、どのようなものか。ここではその位置づけと内容を概観してみる。それによって何が見えてくるだろうか。

まず『衆議院憲法調査会報告書』は、全4編713頁から成る大部の報告書である。その中で基本的人権に関しては、「第3編憲法調査会の調査及びその内容」における、「第3章憲法調査会における議論」の中の、「第3節日本国憲法の各条章に関する意見」のうち、「第5款国民の権利及び義務」において、主に議論されている²。ここでは、現行日本国憲法の各人権条項につ

いて、改憲乃至は加憲すべきであるとする意見と改憲・加憲を要しないとする護憲の意見、及び、参考人・公述人の意見が記載されている。詳細ではあるが、各意見が平板に羅列されているに過ぎない。

他方参議院の『日本国憲法に関する調査報告書』は、全4部305頁から成っている。そのうち、基本的人権に関する部分は、「第3部主な論点及びこれに関する各党・各議員の意見」における、「[基本的人権]」で論議されている。ここでは、現行日本国憲法の三原則に対する評価・維持を共通認識とした上で、現代日本における人権の問題状況が比較的詳細に網羅されている³。

しかし、衆参両院の報告書における人権論の特徴は、詮ずれば、現行憲法の人権条項の問題や人権の現状を指摘した上で、各政党・各論者が、だから改憲しなければならない、だから改憲するまでもなく立法的対応をすればよい⁴、という形で異なっているに過ぎない。そこには、論憲・加憲・創憲という流行語で誤魔化し隠蔽してきた、従来からの改憲対護憲の本質が、盤根錯節と根を張っている。

巷間では、改憲対護憲の構図は、改憲＝自民＝保守対護憲＝社・共＝革新という55年体制の枠組みとして論じられ、冷戦崩壊以後は、その図式は崩壊したとされる。だが、両院の報告書を見る限りでは、実は、そうした一般的な認識は誤りである。冷戦崩壊以後も日本では、憲法について、人権について、改憲対護憲という議論水準に依然として留まっているのは、冷戦崩壊という世界標準から取り残された知的後進国日本の悲しい性である。その知的後進性乃至は発達遅滞は、幕末明治以来の尊皇攘夷・和魂洋才・脱亜入欧という古色蒼然たる多義的で曖昧模糊な無駄で無意味なスローガンで、お茶を濁す水準に留まっている、ということである。或いは、知的不良債権を未だに引き摺っている、ということだ。小泉改革交響曲の聴衆が、楽曲に熱狂する余り、そのスコアに付された表記・記号に想到し得ないとするなら、彼らが学校教育で学んだ知識は何ら生きていないという教養欠如を意味するだけでなく、覆轍を踏むことになるだろう。何故ならば、それらのスローガンは、近代以降の日本の単なる常套句であるだけでなく、日本の失敗の元凶でもあるからである。

そこで、以下では、尊皇攘夷・和魂洋才・脱亜入欧という歴史上の標語が、今なお日本人の脳裏・胸裏にこびり付き、後進国の劣等感を恋々と抱いていることを、例証しよう。

第2章 改憲論者の「和魂」と「攘夷」

1. 「押しつけ憲法」論

周知の通り、これは、基本的人権の尊重を含む現行日本国憲法の三原理は西欧の概念であり、

「日本」(文化・歴史・伝統)を軽視し否定して占領国が「押しつけ」たものだとする議論である⁵。「押しつけ憲法」論は戦後一貫して自民党・右翼が持論としてきたものだが、日本の文化・歴史・伝統等の和魂を否定して日本国憲法という洋才が押しつけられたので、改憲によって攘夷を実現しようとするものである。

しかし、これは、論理的一貫性を欠く支離滅裂な藤四郎の議論である。何故なら、自己の主張や利害に不都合な時には「押しつけ」論を用いておきながら(押しつけ憲法・日米構造協議の押しつけ、禿鷹ファンド)、好都合な場合には「押しつけ」論を引っ込めてしまう(押しつけ農地改革、押しつけ自衛隊、押しつけ改憲、show the flag・boots on the ground・be there等の押しつけ自衛隊海外派兵)からである⁶。加えて、この押しつけ憲法論は、ワイマール憲法をベルサイユ体制による押しつけとした結果ヒトラーを自ら招いたドイツと同様、後進国の宿命的議論でもある⁷。

2. 「日本の歴史・文化・伝統・国柄」

「押しつけ」憲法論の攘夷は、「自主憲法制定」という攘夷へと進展する。即ち、米国の呪縛が強すぎて日本人自身の独立の気概が削がれていると考え、日本史上初の国民自身の手による主体的な憲法制定を目指すという、国民主権に依拠する議論である⁸。

かかる攘夷によって墨守しようとする和魂の内実とは、「日本の歴史・文化・伝統・国柄」「日本の独自性・固有性」「日本人としてのアイデンティティ」等である⁹。具体的にこれらが何を意味しているのかは、両院の報告書からは全く不明である¹⁰。この種の議論も、「押しつけ」憲法論と同様、断章取義に陥っており、日本の歴史と伝統、それが育む文化やアイデンティティ、及び、それを強弁する論者自身が、実にいい加減で胡散臭い。

例えば、扶桑社の歴史教科書¹¹及び小泉首相の靖国公式参拝を巡る、胡锦涛国家主席の発言¹²や温家宝首相の発言¹³、或いは、盧武鉉大統領下の韓国の対日政策¹⁴については、日本政府は内政干渉だとして強硬に突っ撥ねながら、ブッシュ大統領による2003年5月のイラク戦争終結宣言¹⁵や2005年3月の演説¹⁶に対しては、日米同盟とブッシュ大統領のためにおこがましいことは何も言わない。弱い者には滅法強いが、強い者には媚び諂う、スネ夫のようである。中国や韓国に傷つけられると強面に振舞うが、アメリカから言われると急に軟弱となる、薄っぺらな歴史やアイデンティティである^{17 18}。

日本の歴史や伝統という時、その暗渠に流れている歴史認識は、樋口陽一教授の言葉を借りれば、次のような枠組みで把握することができる。即ち、第二次大戦の敗戦という屈辱の結果として日本国憲法を押しつけられたと考えるのか、或いは、敗戦と日本国憲法の制定によって人々は自由を得て解放されたと考えるのか、ということである^{19 20}。こうして、改憲・自民・保守対護憲・社共・革新という構図に上記の歴史認識をスーパーインポーズすれば、連続史観

＝屈辱＝改憲対断絶史観＝解放＝護憲として、現在も有効な構図となる。

この図式には、「日本の歴史」を、世界史から隔絶したナルシシスティックな鎖国史観で考えるのか、或いは、世界史の中に位置付ける開国史観で考えるのか、という視座の相違が絡む。前者は学校教育で通常習うものである。即ち、幕末明治維新によって旧来の鎖国と幕藩体制は崩壊し、開国と明治維新により急速に近代化を成し遂げて列強の仲間入りを果たしたとして、明治期に文明開化＝近代化を認識するのである。ところが、後者に立つとどうなるか。試みに英和辞典で明治維新を探すと、restoration の項目に、the Meiji Restoration として、1660年イギリスのチャールズⅡの王政復古及び1814年フランスのルイⅩⅧの王政復古と共に、載っている。

1642年のクロムウェルのピューリタン革命により、チャールズⅠは公共の敵として処刑され共和制になるも、反革命抑圧の恐怖政治に陥ったため、1660年にチャールズⅡが復位して王政復古しジェームズⅡまで続くが、最終的には1688年の名誉革命、翌1689年の権利章典へと至る、というのがイギリス史である。ここから一つの理念型を抽出すると、市民革命 revolution とは、国王弑逆 regicide によって共和制 republic にすることであるが、一旦は揺れ戻しとして王政復古 restoration になるものの、次の革命によって、最終的な着地点を何処かに見出すことであると言えよう。イギリスの場合には、それは、名誉革命による立憲君主制 constitutional monarchy であり、「君臨すれども統治せず」 reign but not rule であった。こうした「4つのre」をキーワードにすると、フランスの場合にはかなり複雑であり、また、ドイツの場合は一部省略された段階があるが、ほぼ同様の過程を経て、ともに最終的に共和制に着地したものと理解し得る。

この世界史の流れに日本史を位置付けると、明治維新は、1867年の大政奉還・王政復古の大号令以後、1868年の五箇条の御誓文で「万機公論に決すべし」としたものの、1877年の西南戦争以後、天皇親政・万機親裁へと体制を再形成・固定化し²¹、1889年の大日本帝国憲法へと至るので、restoration と認識されるのである。そして、この旧体制は、ポツダム宣言受諾、第二次世界大戦敗戦により崩壊したため、天皇主権から国民主権への主権転換を、宮沢俊義は八月革命と称したのであった。従って、日本の場合には restoration が先行し、その後に体制定着の revolution があったと考えるべきである。にも拘らず、未だに元号法や昭和天皇の戦争責任や国旗・国歌法による事実上の強制や神の国発言や歴史認識問題や首相の靖国公式参拝問題では、当の政治家が特異で非合理的な歴史認識を示し、国民も彼らを支持しているということを考えれば、revolution＝regicide＝republic という最初の一連の経験を欠いたまま restoration を迎えたことは、外交安全保障問題に悪影響を及ぼし、且つ、国内的には改憲対護憲という枠組みを未だに決着させられないのである²²。寧ろ、鎖国史観・連続史観・屈辱・

改憲・保守対開国史観・断絶史観・解放・護憲・革新という、より大きなシェーマへと繋がっていくのである²³。

3. 「新しいタイプの憲法」

西欧近代立憲主義憲法は、国家からの自由＝人権を保障するための、国家権力の制限規範であり、日本国憲法はその流れを汲む。しかし、日本の将来が懸念されるような現象が現在多数噴出している根源的な原因は、権利には義務が伴い、自由には責任が伴うことを忘却させた、この憲法がもたらした日本人の意識・精神構造・人生観そのものの弛緩にある。従って、21世紀はそれに代わり、成熟した国家のあるべき姿として国家・社会・家族への責任を明文化して、国民の義務規定を増設し、国家による積極的な人権の保護の役割を認める等、国家目標、国家と国民との協働、国民の行為規範を設定する、「新しいタイプの憲法」の創造・制定を、日本史上初めて、国民自身の手により主体的に目指そうとする、自主憲法制定論の新型である²⁴。

しかし、こうした藤四郎の意気込み溢れる口吻にも拘らず、所詮は、論理的一貫性の欠如した、夜郎自大な大言壮語に過ぎない。というのも、ポストモダンの新しい憲法観は、思想・哲学・学問・政治的社会的制度を基盤とする大きな物語の創造であり、新しい文明の創造という壮大且つ遠大な事業である²⁵。しかし、「選ばれる者は選ぶ者以上になれない」というのが民主主義の法諺である以上、改憲が必要なほど日本国憲法によって退廃墮落した国民と、その彼らに選ばれた選良の政治家が、果たしてそんな大事業を成し遂げられるのだろうか。

加えて、専門的に詰めた議論もない。即ち、国家目標を「新しい」憲法に設定するのなら、国家目標規定とは何か、その法的性質が問題となるはずである。国家目標規定とは、ドイツでは、市民に主観的権利を与えることなしに、立法・行政・司法といった国家権力を特定の目標の遂行に向けて法的に義務付ける憲法規範とされ、国家に対して客観法的な作為義務を課すものとされている²⁶。つまり、権利保障規定ではない以上、そこでは抽象的権利としてすらも潜在的に保障していないので、人権保障規定ほどは国家を拘束せず、目標の具体化は立法裁量に委ねられることになる。しかし、明らかに国家目標規定が立法措置を要請しているにも拘らず立法不作為が続けば、違憲となり得る、と考えられている。

問題は、国家目標規定導入の主張にも拘らず、こうした議論を改憲派は全く行っていないところにある。環境保護であれ家族保護であれ耳障りのいいことを主張するわりには、真面目に理論的に考えていない。

4. 「新しい人権」「国民の義務」²⁷

日本国憲法による行き過ぎた個人主義の結果、義務を忘れた権利主張が横行し、他人加害や社会混乱を惹起しているという主張から、論理必然として、和魂を守るために、次のような「新しい人権」や「国民の義務」が提起される。即ち、環境権（景観権）、国防の義務、環境保全の

義務、投票の義務、家族相互扶助の義務、財産所有者の社会的責任、社会的費用負担の責務、生命の尊厳尊重の責務、憲法尊重擁護の責務である。紙幅に限りがあるので、ここでは主なものだけを取り上げて検討することにしよう。

(1)国防の義務（徴兵制）

自らの国を愛国心を持って防衛する責務を課すのなら、平時においてもアメリカ連邦憲法修正第二条のように、人民武装権を認めるのか²⁸。もし徴兵制²⁹まで想定されているのなら、国民を戦術インターネットという高度な情報技術を駆使できるようにするのか、だとすれば、日本国憲法によって墮落したと改憲論者の慨嘆する引きこもりのゲームオタクやゲーセンに入り浸るニートやフリーターの方が、皮肉なことに、即戦力になるのではないのか、それとも我々は単なる将棋の駒として国家総動員的に傾使されるだけか。高調子に喋りまくるわりには中味は全く不明である。

(2)環境権・景観権・環境保全の義務

日本は自然と共生してきた長い歴史と伝統を持っているので、それを憲法に明記することで、良好な景観保全の運動が全国的に起こると期待し得るし、21世紀の日本のあり方・アイデンティティとしても、環境立国を明確にする必要がある、という主張である³⁰。また、権利と義務は一体であり、環境権を規定するのであれば、国民の環境保全の義務も規定する必要がある、とも述べられている³¹。

しかし、日本の歴史や文化という和魂を憲法に規定しさえすれば、環境保護運動が全国的に巻き起こるという発想は、分析力を欠いた戦前の帝国軍人以来知的に何の進歩もない、楽観的な甘い見通しである。

環境権や景観権を実効化するには、例えば、建築基準法の用途地域指定の在り方や最低基準的性格をどうするのか、地下室マンションを規制するのか、マンション建築計画に対して地元説明会での修正の応諾義務を法認するのか等、実務上厄介な問題がある。また、理論的にも、権利主体として個人か地域住民という集団を想定するのか、集団とはどの範囲の地域までか、或いは、個人権であれ集団の自己決定権であれ、企業による開発や公共事業を差止めることまでも認めるのか³²、だとすると、所有権の社会的責任³³と関連するのか対立するのか、という問題もある。

こうした技術的理論的な議論をすることもなく、楽観的で甘い見通しだけで突っ走る習性は、帝国軍人以来全く治っていない。

(3)家族・共同体尊重の義務

夫婦同氏は日本の良き伝統であり、夫婦別氏制の導入は家族崩壊を誘発するので、現行24条の行き過ぎた個人主義の是正する必要がある。社会の基礎としての家族・家庭の重要性から、

次世代育成・繁栄、生育環境の整備、生存環境の保護の義務、家族における相互扶助、家庭教育を内容とする議論である³⁴。

しかし、家庭崩壊は、夫婦別姓選択制の導入されていない今現在の問題である。企業社会による父親のサラリーマン化＝社畜化＝父親不在と母親の専業主婦＝家畜化＝母子密着とが原因となっている。DVやCAも日本国憲法以前の戦前の家制度・大家族からあったのであり、個人主義化してきたからこそ、それらが問題だとして概念化されたのである。少子化は、女性の社会進出によるばかりではなく、住宅政策（団地政策）の失敗に起因しており³⁵、高学歴化による子どもの教育費も影響を及ぼしている。更に、今後一層少子高齢化が進行すれば労働力不足に陥ることは必至だが、女性を家庭に戻すことは労働力不足に一層拍車をかける³⁶。況してや高齢者福祉には巨額の公費が投入されているのに比べ、少子化対策にはその数%しか投入されていない。かかる現状への批判的議論は報告書には全くなく、必要な議論を何も行っていない。

ところで、「行き過ぎた個人主義」は日本国憲法がもたらしたとされる。だが、「日本的」個人主義は、高度成長により実現した豊かな社会が、モノの大量生産・大量消費によるモノの個人所有化・大衆化³⁷をもたらした結果である。従って、個人主義の「日本的」歪曲こそ問題とすべきである³⁸。しかも、敗戦直後の貧しい日本人にとって、所得倍増・高度成長・モノの豊かな生活は希望の星であったのだから、その政策の失敗・行き過ぎを認めるのか。藤四郎の責任転嫁も甚だしい。

(4) 憲法尊重擁護の義務

憲法尊重擁護義務を国民にまで課すということは、冷戦下ドイツの戦う民主制を日本に導入するつもりなのだろうか。本当に戦闘的民主主義を地で行くつもりなら、極左と共に極右団体も取り締まるつもりでいるのか。

ここでは、こうした高度に知的で政治的な議論は為されていない。現行憲法は日本を否定して押つけられたから守る必要はなく、和魂を明示した憲法は、日本人である以上当然に国民の行為規範として守らせよう、ということである。だが、日本人である前に一個の人間である筆者が、和魂を守らせる義務を課す憲法を押しつけ憲法だと難詰したら、彼らは何と言うだろうか。

5. 現行人権保障規定の問題

(1) 国家が、国旗・国歌のようなシンボルを用いて国民の統合を図ることは必要であり、国家としての統合を阻害する自由を無制限に認めているかは疑問である、としている³⁹。

しかし、「共通のリズムに身を委ねることによって一体感を得させるしくみを国家が用いて」、「一つの方向に誘導しようとする国家の働きかけ」に対して、「仮に多数決で決めたことであっ

でも、個人として自らの人格と根本的に相容れないことを押つけられれば、それに対して個人は基本的人権に基づいて否と言える、という発想」こそ思想良心の自由の核心であるとするならば⁴⁰、上述のような改憲論者の主張は、「時勢という流れに飲み込まれないようどんな流れの中にあっても自分の意思をもって生きていく」⁴¹人間を作り出したくない、ということなのだろうか。開戦に向かう濁流の真ん中に立って両手を広げて濁流を留めようとしたが、結局流されてしまったと、当時の東条英機の立場をその子孫が弁明に蠢動し始めている現在、「同じリズムに身を委ねることで一体感を感じ、それにより集団への帰属を確認して忠誠を誓う、という非合理的・感情的なプロセスそれ自体のいかがわしさ」⁴²こそ、問題とされねばならないはずである。つまり、「自分自身を見失わずに生きる」国民、「知らず知らずのうちに『流されて生きる』ことをなんとも思わなくなってしまうのはいやだ」⁴³と思う国民、そういう国民から、政治家は選良として選ばれることこそ、必要なはずである。だが、そういう緊張感の横溢した緊迫した議論がなされた形跡は、報告書には皆無である。

(2)応報刑は日本の文明・宗教であり、死刑廃止は賛成できない⁴⁴、とする和魂への拘りも報告書にはあった。

しかし、これにも藤四郎の非才が滲出している。要するに、殺人犯は死刑によって罪を償うべきだということであろう。これを殊更に和魂としての「日本の」文明や宗教に藉口するならば、日本人の大好きな『忠臣蔵』のように”仇討ち”を懲遷しているのだろうか。被害者の人権⁴⁵とも絡んで、決闘罪廃止、殺人罪や傷害罪の緩和ということを企図しているのか。報告書はその点緘黙を貫く。

和魂＝改憲を奉じる藤四郎は、日本の防衛や日本の歴史の名において、一般国民に対して、前述の人民武装権やここでの仇討ちについて「規制緩和」したいわけではない。結局彼らの思考は、和魂だ、改憲だと居丈高に広言しながらも、軍事と治安を国家権力として集権的に独占するという近代国家の枠内にある。「日本」に拘って改憲を言うわりには、暗黙のうちに、西欧近代立憲主義における集権的国家権力と諸個人の人権との二項対立図式が前提となっている⁴⁶。そこにおいては、軍事と刑罰は本来的に国家権力の仕事である。だとすれば、殊更に応報刑は日本の文明・宗教であるとの強調は全くの蛇足である。

(3)教育を受ける権利との関連で、教育基本法の改正が、改憲論者から主張されている。曰く、教育基本法には日本の歴史や伝統や文化が欠けており、家庭・社会・道徳の再構築のために、日本社会に根差した伝統・習慣・良き共同体の支え合いを再認識して、教育基本法を改正すべきだとされる。日本の良き伝統と文化を踏まえて、自由と責任・公益と私益のバランス、公共性への配慮、他人への思いやり、遵法精神を持つよう、教育基本法を見直すのだと言う⁴⁷。

しかし、教基法1条では、「教育は、平和的な国家及び社会の形成者として、…勤労と責任を

重んじ、…心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と規定し、2条は、「教育の目的…を達成するためには、…自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。」としている。彼らの懸念する日本社会や若者の病理現象の克服は、わざわざ法律を改正して日本の文化や伝統を挿入しなくても、現行の教基法の予定する理念や理想を、教育の行政事務や現場でどのように具体化するか、その構想力にかかっている。寧ろ、教育の現実が抱える問題は、政策に起因するところが大きい⁴⁸。それでも教基法を改正して日本の伝統や文化を明文化したいという野望は、押しつけ＝攘夷＝法改正＝和魂という、一連の後進国の思考様式でしかない。

以上については、和魂＝攘夷という立場に対して、入欧＝西欧という視点から、筆者は余りに偏った批判をしている、という批判は当然にあるだろう。確かに筆者は西洋かぶれと非難されるかもしれない⁴⁹。では返す刀で、改憲派は日本的視座で統一的且つ整合的に理論化されているのか。実はそうではない。ここに改憲派藤田一郎の前後撞着がある。それは後進国日本の宿痾であり宿弊である。彼らは、和魂・攘夷を武張ったかと思うと、自利に好都合ならすぐに西洋かぶれになり、臆面もなくさっさと入欧し、急に洋才を振り翳すのだ。

次章では、報告書の中に見られる入欧＝洋才を見てみよう。

第3章 改憲論者の「洋才」と「入欧」

1. 「新しい人権」…知る権利・アクセス権・プライバシー権

マスメディアの巨大化と影響力の甚大化、それらによるメディアへの情報の集中、その結果としてのメディアの事実上の権力性、加えて、商業主義に流れがちなマスメディアの実態のために、報道される側の権利が低位に置かれ侵害されやすい。憲法制定当時には、これほどまでに情報化社会が進展するとは想定できなかった。そこで、国民の権利として、国家に対する「知る権利」、マスメディアに対する「アクセス権」・「プライバシー権」を明文化すべきである、という主張である⁵⁰。

確かに、表面上の論理は全くこの通りであり、反論の余地はない。しかし、この問題は、日本の歴史や伝統或いは日本人のアイデンティティとは無関係の、高度情報化社会がもたらした先進国共通の問題である。入欧により洋才を借りなければ、解決困難な問題である。だとすると、和魂を守るための攘夷への火勢激しい意気込みはどうなってしまったのか。

考えねばならないのは、知る権利やアクセス権・プライバシー権の保障を真摯に考えているのか、或いは、二心あるのか、ということである。従来の改憲論は専ら象徴天皇や9条を標的としていたが、1994・2000・2004 という長期に亘る読売改憲試案の公表以降、遂に21条も改

憲の標的とされるようになったということである。しかもこの間、沖縄米軍ヘリ墜落事故、立川防衛庁官舎反戦ビラ配布及び葛飾マンション反戦ビラ配布に対する住居不法侵入逮捕、公務員反戦ビラ配布に対する国家公務員法違反逮捕、都立高における君が代・日の丸拒否懲戒処分、NHK ドキュメンタリー報道改竄、イラク・サマワ駐留自衛隊に対する報道規制等も起きている。

このように、一方でメディアと権力が一体化し、他方でメディア・ジャーナリズムが、これらの現実に対して自己の職責を忘却して思考停止に陥り、不感症を罹患し、想像力を欠如し、こういった報道を為さず、逆に拉致問題や反日暴動といった北朝鮮脅威論・中国脅威論を異常なほどの偏りで報道している⁵¹。従って、かかる現在の日本という文脈で、表面的に正しいだけで21条に規制を加えることには、秘計を疑わざるを得ない。というのも、こうした現実を作り出しているものこそ、軍事価値・軍事の論理の優位化という現実だからである。その根底にあるのは、「強兵」して「普通の国」として「入欧」しようとする発想である。

加えて、和魂洋才という思考の下では、現世生活利益のためには洋才という普遍性に入欧するが、心は狭隘偏狭な和魂一辺倒である。従って、表現の自由や報道の自由という普遍的な精神的自由は、市民のためにあるのではなく、業界や会社の商売の自由としか考えられなくなってしまふ。更に、表現の自由の優越的地位という概念も、表現の自由が毀損されることは投票箱の過程が毀損されることであり、経済的自由に比して、非常にか弱いひ弱な人権だからである、という認識も何処かに消失してしまふ。こうして、経済上の生活利益には大いに関心があるが、言論という人間の知的精神的作用には全く無頓着で無関心、という人間が大量生産されることになる。

2. 「新しい人権」…知的財産権

グローバル化したメガ・コンペティションの中で、日本が・日本企業が優位を確保するためには、知的財産立国・科学技術立国として、国民の知的創造力を高めていくことが、経済的にも文化的にも必要であり、29条とは別に知的財産権を保障することは「国家戦略上」重要である、という論理である⁵²。

知的財産権が「国家戦略としての」人権と認識されているのは、支離滅裂な概念矛盾である上に、自らの主張の合理性を何ら顧慮しない知的怠惰故の鈍根は、論敵ながら可哀相にすら思える。

西欧近代立憲主義の日本国憲法は、押しつけられたもので日本を否定しているから、改憲する必要があると言いながら、科学技術立国（知的財産権保障）として、西欧のキリスト教を背景として生まれた科学技術は積極導入するのは、一体何故だろうか。「押しつけ憲法」論に依拠して、「日本人としてのアイデンティティ」を確保するために「日本の歴史・文化・伝統・国柄」を憲法に明文化することによって、「日本国籍」の憲法を制定しよう、という自らの主張との論

理的一貫性を確保することは、ここでは何ら考えられていない。「入欧」するためには「洋才」を活かして「富国」にする必要がある、という極めて場当たりの、現世利益を中心に考える利己主義そのものである。

と同時に、これは、知的財産権という経済的自由を、国家教育権に混入させる手法でもある。子どもの学習権保障よりも、super English language high school や super science high school といったエリート教育を目指すもので、学力格差・階層格差・収入格差を作り出して固定化する教育政策へと繋がる問題である⁵³。ホリエもん騒動の時は、今の教育基本法のせいでああいう人間が出来たのだと啖呵を切る不躰な輩だからこそ、金儲けの出来る子どもを作ろうという教育政策になるのだろうか。

3. 「新しい人権」…人間・生命の尊厳

先端生命科学技術に対する生命の尊重の指針として、個人の尊厳の上位概念として人間の尊厳・生命の尊厳を明記する必要がある、という主張である⁵⁴。

かかる主張も、上述の知的財産権についてと同様、和魂への拘りもなくさっさと入欧しようとするいい加減さが現れている。即ち、日本固有の道徳心・健全な精神文化・和をあれだけ強調し、日本国憲法は西洋嫡流のものだと論難しておきながら、神の似姿としての人間の尊厳という、キリスト教的背景を有する概念を導入しようとするのだから、その矛盾に気付かない凡庸さは、抱腹絶倒である。

以上、2・3章で見てきたように、知的誠実さに欠ける藤四郎が唱える改憲論は、一方で、あれだけ和魂に恋着し現憲法にゼノフォビックな拒否反応を示してきたかと思うと、他方で、さっさと入欧し洋才を振り回すものであった。その余りのいい加減さを筆者は讒謗してきたわけだが、それは不適切な表現だったろうか。実際に憲法調査会を五年に亘って傍聴してきた人の目には、調査会の実態が学級崩壊も同然だと映っている⁵⁵。ならば、筆者の用いた表現も宜なるかなであろう。

跋 章 日食の観察

これまでの報告書の通覧から明らかなように、改憲論の本質は和魂洋才であった。和魂は尊皇攘夷へと展開し、洋才は富国・脱亜入欧に進展し、両者を強兵が没論理的・非整合的に架橋する。和魂は、男尊女卑（男はサムライ、女は大和撫子）も日本民族も天皇も、歴史・伝統・自然環境・文化・道徳・宗教・価値観等、あらゆるものを包含する多義的で変幻自在な概念である。洋才は、専ら現世生活利益を考えただけのものである。和魂が内包する歴史観は、鎖国史観・連続史観・1945年長久の日本史断絶点・屈辱・改憲・自己愛的愛国心へと流転するが、洋

才は寄生的愛国心なので、両者は没論理的非整合的である以上、スパイラルを生む。そして、和魂は、国外的には国家としての自己主張となり得ても、国内的には押しつけとなる。

しかし、新しい人権や新たに憲法を作るといった新しさが、こうした古臭さを糊塗し、小泉改革の新しさが更にそれに上塗りをする。

従って、時代の閉塞感・不透明感・不安感に耐え切れず満艦飾の新しさに眩暈される者は、その本質が見抜けずそれが歴史的に何を仕出かしてきたかを想起せずに、騙されるであろう。日食は、直にではなく、フィルターを使って観察する。だから、各自でフィルターを用意しなければならないのだ。

-
- ¹ 新聞各紙の世論調査によれば、次のようである。朝日新聞8月10日(水)は、内閣支持率41%から46%に上昇と伝え、毎日新聞(8月10日)も、内閣支持率37%から46%に上昇を報じている。日経新聞(8月11日)も東京新聞(8月10日)も、47%に上昇したとしている。更に、産経新聞(8月15日)にあっては、57.2%の高さを報道した。これに対して、読売新聞(8月10日)では、小泉続投支持46%に対して反対43%と、世論の二分を報道した。
 - ² その他に、「第3章第1節あらまし」における、「第2款日本国憲法の各条章に関する意見」の中の、「第4国民の権利及び義務」において、議論が要約されている。尚、本報告書からの引用は、以下では、(衆)と表記する。
 - ³ 例えば、児童の権利条約、国際人権A規約、世界人権宣言等の観点からの議論が日本では深まっていないとの公明党の指摘や、国連規約委員会等の指摘・勧告に対し、誠実に対処するために、日本国内においても国際人権保障を尊重し実践するシステムを整備すべきとの民主党の提言等、国際的な人権保障の国内的取組みについての議論や、女性・子ども・障害者・マイノリティー等、差別禁止法制の総合的確立の提案は、衆議院の報告書に比べれば、評価に値すると言える。尚、本報告書からの引用は、以下では、(参)と表記する。
 - ⁴ プライバシーも環境も被害者の人権も全て、所謂新しい人権は国家に対する作為請求権的性格を有しており、憲法に明文化して権利性を認めても抽象的権利に留まり、具体的権利になるためには立法政策に基づく具体化立法が必要、というのが憲法学の通説である。だとすれば、憲法に明文化されていないから保障が弱いのではなく、国会(議員)が権利性を強く認めることを怠っているからに過ぎない。今でも立法化すれば、すぐにでも実施可能なものであり、しかも、立法なので過半数の賛成で十分なのである。にも拘らず、両議院の総議員の3分の2以上による発議と国民投票というわざわざ面倒な手続きを踏んでまで針小棒大に改憲と騒ぐのは、自らの怠慢を憲法に責任転嫁する輩の主張に過ぎない。
 - ⁵ (衆) 230頁、254頁。(参) 41頁以下。また、小田村四郎「日本を蝕む『憲法三原則』」正論2005年6月号は、「無国籍・歴史否定の日本国憲法」(139頁)と、弁難する。
 - ⁶ 大沼保昭×船曳建夫「憲法対論『“護憲的改憲”を目指せ』『今の日本には護憲が得策』」論座2005年3月号、149頁、150頁以下。井上達夫「挑発的!9条論 削除して自己欺瞞を乗り越えよ」論座2005年6月号、18頁以下。小熊英二「改憲という名の『自分探し』」論座2005年6月号、29頁~31頁。
 - ⁷ 林健太郎『ワイマル共和国』中公新書、昭和38年。樋口陽一『個人と国家』集英社新書、2000年、169頁。
 - ⁸ (衆) 254頁。(参) 52頁。また、安倍晋三「全文を書き直す気概を持つべし」諸君2005年6月号、181頁。
 - ⁹ (衆) 231頁、270頁、272頁、283頁以下。(参) 48頁、53頁。また、八木秀次「『日本』を否定した日本国憲法の問題」中央公論2005年2月号。

- ¹⁰ 例えば、参) 53 頁以下によれば、我が国の自然や国土、歴史、文化、及び、天皇と共にある国民、というものを日本人のアイデンティティとし、このような国への愛国心を養い、その独立と安全を確保するとしているが、その内容は全く不明である。安倍晋三によれば、日本の歴史は一つのタペストリーで、その中心の糸が天皇であり、それを中心に我々日本人は歴史を紡いできたのだから、そのような国民・領土・国が目指す理想を国家がきちんと守る決意や、日本の国土・国民のため独立を守るという意思を、憲法で示す必要があるとし、現憲法前文は敗戦国としての連合国に対する詫び証文でしかないから、これを変える意味は大きいと論ずる（安倍前掲 175 頁以下）。ここには、尊皇攘夷と強兵というあのスローガンが看取できるが、アベえもんは、タイムマシンで、我々を幕末・明治維新の時代に連れて行くのだろうか。
- ¹¹ 安丸良夫「肥大化するナショナリズム史観 <扶桑社版『新しい歴史教科書』を読む>」世界 2005 年 6 月号。
- ¹² 両国の指導者は歴史に対し責任を持たねばならない。
- ¹³ 少数の政治家は大局からものを見ず、正しい歴史認識をしていない。
- ¹⁴ 歴史問題では、日本が徹底した真相究明と真の謝罪・反省をする。
- ¹⁵ ナチスドイツと大日本帝国を敗北させるに当たって、連合国は都市全体を破壊したけれども、この戦争を始めた敵国の指導者たちは、この時、戦争が終わるまで安全な場所に居たのだ。（だから）一つの国家を破壊することによって体制を終結させるために軍事力が用いられたのだ。
- ¹⁶ 日本はそれほど遠くない昔、我々の敵であった。そして、今日、日本は民主国家、自由の国であり米国の力強い同盟国となった。
- ¹⁷ 中韓に対しては「バラサイト・ナショナリズムの自己愛的ナショナリズム史観」（安丸前掲 52 頁）を壮語し、アメリカに対しては「バラサイト・ナショナリズム」（石田英敬×鶴飼哲×小森陽一×高橋哲哉「脱『バラサイト・ナショナリズム』！」世界 2000 年 8 月号）しか持てないから、「ナショナリズム・スパイラル」（小熊前掲 35 頁）に陥ってしまうのだ。
- ¹⁸ 歴史認識のいい加減さは、既に実証済みである。樋口陽一教授の「4 つの 89」という枠組みを借用して参考としよう。即ち、1689 年はイギリスで議会在権利章典を制定した年である。1789 年はフランス革命と人及び市民の権利宣言の年である。これに対して、1889 年には大日本国憲法が制定されるが、その中味はと言えば、天皇主権であり、人々は、一方で天皇の家臣・臣民として忠を強制され、他方で天皇陛下の赤子として孝を強要されたのである。ところが、1989 年に冷戦構造が崩壊すると、当時のペーカーク国務長官は「これで、(カナダの)バンクーバーから(大西洋周りで)ウラジオストック(東経 132°)まで、自由という共通の価値を掲げることになった。」と発言した。これは、即ち、東経 140°の日本は未だ自由の価値を共有できない野蛮な国という黄禍論の現代版を暗に前提としているので、既に 1945 年に日本国憲法を掲げ、或いは、資本主義国であり西側陣営を気取り普通の国を目指して来た日本としては真っ先に抗議すべきことであるにも拘らず、自民党政府は、アメリカに気兼ねしてかともとも鈍根なためか、何も言わなかった。
- ¹⁹ 八木前掲 110 頁、安倍前掲 181 頁。
- ²⁰ 樋口前掲書、同『自由と国家』岩波新書、1989 年、及び、同「日本の『近代』としての『戦後』」朝日新聞 2002 年 8 月 12 日。
- ²¹ 永井和「万機親裁体制の成立」思想 2004 年 1 月号。
- ²² 石田前掲 202 頁は、日本では、共和制が共産制と同視されていることを指摘する。藤四郎の単純な和魂と尊皇攘夷は、日本国内では常識であっても、学問の世界のみならず国際的にも教養の欠如した非常識である。
- ²³ 樋口『個人と国家』192 頁以下は、日本にとっての 1945 年の意味を問うている。だとすれば、鎖国史観・連続史観・屈辱・1945 年長久の日本史断絶点・改憲・保守対開国史観・断絶史観・解放・1945 年新生日本出発点・護憲・革新と理解できよう。
- ²⁴ 衆) 272 頁以下。参) 26 頁、45 頁、48 頁。
- ²⁵ 衆) 335 頁。
- ²⁶ 小山剛「新しい人権」ジュリスト No. 1289。
- ²⁷ 衆) 240 頁、346~350 頁。参) 110~112 頁。
- ²⁸ 第二修正は「規律ある民兵は、自由な国家の安全にとって必要であるから、人民が武器を保有し又は携帯する権利は、これを侵してはならない。」と規定する。これに関して、丸山真男「拳銃を…」丸山真男集・第八巻、1996 年、岩波書店、279 頁以下。
- ²⁹ 樋口陽一「改憲をまじめに考えるなら『徴兵の倫理』が不可避である」世界 2003 年 12 月号。
- ³⁰ 衆) 343 頁以下、367 頁。参) 137 頁。

-
- ³¹ 衆) 347 頁、参) 138 頁。
- ³² 参) 137 頁以下。
- ³³ 衆) 242 頁、366 頁以下では「現在の日本においては、財産権というものに対して、必要以上に絶対のものという認識がなされ、規制が難しくなっている」ので、「所有権が責任や義務を伴うことを憲法上明記すべきである」とし、参) 123 頁以下では「日本では所有権に義務が伴うという教育もされていなければ、そのような概念もない。一人の地主が反対したら道路が永遠にできないということがないよう、29 条にもう少し強く義務の側面を書くべき」であるとしている。
- ³⁴ 衆) 372 頁以下。参) 111 頁。また、八木前掲 114 頁以下。
- ³⁵ 牧野カツコ×落合恵美子×関沢英彦×重松 清×渡辺秀樹「座談会 日本の家族は再生するか」コミュニティー2004 年、No. 133 号、31 頁～36 頁。
- ³⁶ 小熊前掲、27 頁以下。
- ³⁷ 一昔前の「家電製品」は衰退し、「個電製品」が隆昌を極めている。牧野ら前掲 16 頁～26 頁。
- ³⁸ こうした受動的で消費的な「柔らかい個人主義」(山崎正和『柔らかい個人主義の誕生』中央公論社、1984 年)に対して、「私生活の平穏な享受から立ち出でて、新秩序形成のための苛烈なたたかひのなかに身を投ずる」「規範創造的な自由」(丸山真男「日本における自由意識の形成と特質」『戦中と戦後の間』みすず書房、1977 年)や「浮華を去って摯実に就」いて「自分の鶴嘴で掘り当てる所まで進んで行く」「自己本位」という「私の個人主義」(夏目漱石「私の個人主義」『21 世紀の日本人へ 夏目漱石』晶文社、1998 年)の、強さ・硬さ・主体性が個人主義として強調されねばならない。
- ³⁹ 衆) 358 頁。
- ⁴⁰ 西原博史「国旗・国歌から見えてきた良心の自由」世界 2000 年 6 月号、134 頁、136 頁、139 頁。
- ⁴¹ 田丸尚絵『『ヒロシマの子』として学んだこと』世界 2000 年 5 月号、182 頁。
- ⁴² 西原前掲、136 頁。
- ⁴³ 田丸前掲、185 頁。
- ⁴⁴ 衆) 370 頁。
- ⁴⁵ 衆) 371 頁、参) 141 頁によれば、日本は、犯罪被害者の救済が国際的に見ても、立ち遅れている。犯罪被害者の権利については、刑事司法だけでなく、経済的にも、報道による人権侵害についても、人権として憲法上明記すべきである、と主張する。
- ⁴⁶ しかし、衆) 272 頁によれば、「国家と個人とを二項対立と捉える憲法観は日本人にはなじまない」としている。思惟浅薄な藤四郎の改憲論は、この自家撞着の自覚がない。
- ⁴⁷ 衆) 377 頁。参) 128 頁以下。
- ⁴⁸ 暉峻淑子「今、教育の『目的』が問われている」世界 2003 年 1 月号、岩木秀夫『『和魂洋才』路線は第 2 の挫折を招く』論座 2005 年 5 月号、西原博史「顕れた能力主義と愛国主義」世界 2002 年 12 月号、同「教師における『職務の公共性』とは何か」世界 2004 年 4 月号、及び、山田昌弘「希望格差社会とやる気の喪失」中央公論 2005 年 4 月号。
- ⁴⁹ 樋口『自由と国家』49 頁。
- ⁵⁰ 衆) 362～365 頁。参) 132 頁～137 頁。
- ⁵¹ 桂敬一×田島泰彦×原寿雄×藤森研「改憲潮流の中のメディア」世界 2005 年 7 月号、及び、樋口陽一×吉岡忍×魚住昭×高橋哲哉×小池振一郎「昨今の精神的自由をめぐる状況(現状認識)」マスコミ市民 2005 年 4 月号。
- ⁵² 衆) 344 頁。参) 140 頁。
- ⁵³ 暉峻前掲、岩木前掲。
- ⁵⁴ 衆) 344 頁、350 頁以下。
- ⁵⁵ 高田健「いったい何を『調査』したのか 検証・衆参両院憲法調査会の五年間」世界 2005 年 6 月号。